

質問事項に関する回答書

(件名)北陸自動車道 坂田橋(下り線)床版取替工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	1月24日	特記仕様書	2	4-3	既に施工中である他の工事(特記仕様書4-3(1)1)~8)の要件は全て満たす)が監理技術者の専任義務の対象工事ではない場合、その工事の監理技術者を本工事の監理技術者と兼務する特例監理技術者として配置することは可能でしょうか。	<p>特例監理技術者制度が導入される前に契約がなされた工事である場合や、または工事の性質や発注機関などによっては、特例監理技術者を認めていない場合があります。</p> <p>特例監理技術者を配置する予定であれば、現在契約中の他方の工事の契約者(監督員等)と特例監理技術者の可否についてご確認下さいようお願い致します。</p> <p>なお、特例監理技術者制度では、1人の監理技術者が2つの工事を兼務する代わりに、各々の工事において専任の監理技術者補佐の配置が必要となりますので留意願います。</p>
2	1月24日	特記仕様書	32	23-12-3 (10)	『はつり作業時に既設ボイド管の浮上がり等により、ボイド管上面に損傷を与えた場合は、参考図の床版撤去要領図(参考)を基に補修を行うものとする。』との記載がありますが、既設ボイド管の設置状況が設計書通りであるか判断が出来ないため、補修の箇所数を明確にしていだけないでしょうか。	<p>補修箇所数は現時点で明確にすることはできません。工事契約後にボイド管補修の必要が生じ、監督員が変更を指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、補修に要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとします。</p>